

山梨県二拠点居住企業誘致推進業務委託  
「公募型プロポーザル方式」公告企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

山梨県知事 長崎 幸太郎

令和2年10月23日

## 1 業務の目的

新型コロナウイルス感染の影響により、リモートワークなど、新たな働き方に取り組む企業が急速に拡大する中、都市部の企業等を中心に地方へのしごと移転等の機運が高まり、東京一極集中から地方分散へと潮目が変わりつつある。

このため、サテライトオフィスやシェアオフィスの誘致など、移住・二拠点居住に向けたしごと移転等を通じて地域間競争に勝ち抜き、地域経済の活性化や人口拡大に繋げるため、本県へのしごと移転に興味を持つ企業等を把握するとともに、ニーズ分析や現地視察、課題の整理等を行うことにより、今後の誘致活動に繋げていくことを目的とする。

## 2 業務の内容

### (1) 名称

山梨県二拠点居住企業誘致推進業務委託

### (2) 委託内容

別紙「山梨県二拠点居住企業誘致推進業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

### (3) 予算上限額

金9,994,600円（消費税及び地方消費税を含む）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

### (4) 契約期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

## 3 企画提案に係る日程

- (1) 募集開始 令和2年10月23日（金）
- (2) 企画提案応募資格確認申請書等提出期限 令和2年10月30日（金）午後5時
- (3) 質問票提出期限 令和2年10月30日（金）午後5時
- (4) 企画提案書提出期限 令和2年11月6日（金）午後5時必着
- (5) 書類審査 令和2年11月12日（木）実施予定
- (6) 最終審査結果通知 令和2年11月13日（金）頃発送予定

#### 4 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、「(2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

##### (1) 提案参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- エ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。

##### (2) 企画提案応募資格確認申請書及び添付書類

次に掲げる企画提案応募資格確認申請書及び添付書類を、各1部提出すること。

- ア 企画提案応募資格確認申請書（様式1）
- イ 誓約書（様式2）

##### (3) 企画提案応募資格確認申請書の提出期限

提出期限は、3 企画提案に係る日程に記載のとおり。

提出は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日を除く日とする。（以下同じ。）

(4) 企画提案応募資格確認申請書の提出場所

リニア交通局地域創生・人口対策課 移住・二拠点居住担当

・所在地〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁北別館4階

・電話055-223-1850（直通）

・メールアドレス c-jinko@pref.yamanashi.lg.jp

(5) 企画提案応募資格確認申請書の提出方法

書類提出は、持参または郵便によるものとし、上記期限までに必着のこと。

5 企画提案に係るスケジュール

(1) 質問の受付

ア 質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（様式3）に記載の上、電子メールにて次のアドレスに送信すること。

リニア交通局地域創生・人口対策課 移住・二拠点居住担当

メールアドレス c-jinko@pref.yamanashi.lg.jp

イ 受付期間

令和2年10月22日（木）から10月30日（金）午後5時まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、企画提案応募資格確認申請者すべてに対し、原則電子メールで行う。

電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

(2) 書類審査

企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

ア 提出書類

① 企画提案書（様式なし）・・・ 10部

・ A4版両面印刷、縦型、横書き、左綴じ（A3版折込可）、20P以内

・ 日本語表記で11ポイント以上

・ 以下の事項を記載すること

・ 企業のしごと移転の意向アンケートの実施方法

・ 対象とするターゲット企業の選定方法及び考え方

（多くの有効回答を確保するための考え方を含む）

- ・企業のサテライトオフィス等の誘致に繋げるためのセミナー及び相談会並びに現地視察の内容
- ・企業誘致、二拠点居住、ワーケーション、テレワーク等に関する業務の実績
- ・協力企業等がある場合については、その連携の方法、理由等
- ・業務実施後の誘致に向けた展開案がある場合は記入すること

② 見積書・・・・・・・・・・1部

- ・様式は任意とし、税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。
- ・見積額は予算上限額の範囲内とすること。

③ 法人の概要書・・・・・・・・・・5部

- ・企業概要・財務状況等を示すもの。様式は任意とし、既存のものやパンフレットでも可とする

イ 提出部数及び提出方法

持参または郵便により、期限までに提出先に必着のこと。

ウ 提出期限

提出期限は、3 企画提案に係る日程に記載のとおり。

エ 提出先

リニア交通局地域創生・人口対策課 移住・二拠点居住担当

メールアドレス [c-jinko@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:c-jinko@pref.yamanashi.lg.jp)

・電話055-223-1850（直通）

オ 結果の通知

令和2年11月13日（金）に企画提案書類の提出があった者全員に選考結果を書面及びメールにて通知する。

## 6 審査について

### (1) 選考方法

審査は企画提案書類による書面審査とし、審査基準に基づき総合的に判断し、第1位の者を候補者とする。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

### (2) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

ア 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合

イ 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

## 7 契約

(1) 契約の方法

第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。

(3) その他

企画提案の内容について、委託契約締結後、金額の範囲内で変更する場合がある。

8 その他

- ・ 企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とする。
- ・ 契約を締結するまでの間、「4 企画提案の参加資格」を満たさない事態が発生した場合は、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- ・ 提出された書類は返却しない。
- ・ 参加表明後に企画提案書類の提出を辞退する場合は、「不参加表明書（様式5）」によるものとし、企画提案書類の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

9 問い合わせ先

- ・ 所在地〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6 - 1 山梨県庁北別館4階
- ・ 電話055-223-1850（直通）  
山梨県リニア交通局地域創生・人口対策課  
移住・二拠点居住担当
- ・ メールアドレス：[c-jinko@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:c-jinko@pref.yamanashi.lg.jp)